

自治会規約

第一条 【目的】

本会は、会員の共同生活を通じて会員相互の親睦を図り、併せてその福祉を増進し、以って地域社会の向上発展を図ることを目的とする。

第二条 【名称】

本会は、王子三丁目自治会と呼称する。

第三条 【構成】

本会は、王子三丁目文郷山団地居住者を対象として構成する。

第四条 【事務所】

本会の事務所は、王子三丁目自治会会長宅に置く。

第五条 【公示の方法】

本会の公示は、自治会館内の掲示場に掲示し、且つ必要のある時は会員に通知又は連絡する。

第六条 【事業】

本会は、第一条の目的達成のため下記の事業を行う。

本会は、所轄官庁その他会員の利用する公共機関及び施設との連絡折衝、並びに隣接地域団体との協力、又市政その他、広報・防犯・防災・保険・衛生・厚生・文化・体育に関する事業、又これらに付帯する事業。

第七条 【会員の資格】

本会の会員は、文郷山団地に居住することにより会員となる。

但し、一所帯一議決権とする。

第八条 【会費】

1. 本会は、第六条の事業の費用に充てるために、会員より月額900円の自治会費を徴収する。(共益費をふくむ)

2. 会費は、組長会当日会計に納入することとする。

但し、中途入居者は当月より納入するものとし、退会者については理由の如何にかかわらず返還しない。

3. 会費に不足を生じ、事業その他に支障をきたす時には、臨時に徴収する事が出来る。

第九条 【帳簿の公開】

会員は、本会の帳簿の閲覧を求めることが出来る。但し、会長及び副会長の許可を必要とする。尚、次の期間は除くものとする。

(毎年4月1日～30日 と 9月1日～30日まで)

第十条 【役員の定数】

会長…1名 副会長…2名 事務局…1名 会計…1名

会計監査…1名 体育・文化…2名 衛生…2名 防災・防犯…2名

駐車場管理…2名 広報…2名 (役員外の会計監査役…1名)

第十一条 【役員の任期】

1. 役員の任期は1年とし、継続等の再任を妨げない。

2. 会長は総会の承認を必要とする。

3. 会長の任期は2年とする。

4. 補欠のため選任された役員の任期は、前任者の残期間とする。

5. 任期満了又辞任により退会するとき新役員が着任するまで、その職務を行わなければならない。

第十二条 【会長、副会長及び各役員の任務】

各役員の任務は次のとおりです。

1. 会長は、本会を代表し業務を執行する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は任務を代行する。

3. 事務局は、会議その他の記録をとる。

4. 会計は、経理事務を担当する。

5. 会計監査は、会計事務を監査するほか事務局を兼務する。

第十三条 【 役員の選出 】

1. 役員は互選による。また、選出委員会を以って選出する。
2. 入居一年未満の会員は役員に選出されることはない。

第十四条 【 総会 】

1. 総会は、通常総会と臨時総会とする。
2. 総会は、会計年度終了後60日以内に開催する。
3. 但し、会長が必要と認めた時や、会員の2/3以上の要求があった時、開催する。

第十五条 【 総会の定員数 】

1. 出席者の半数以上の同意を得て決定する。(委任状も含む)
2. 2/3以上の出席者(世帯)があった時成立する。
3. 可否同数の時には、議長が決定する。

第十六条 【 会議 】

1. 総会・会議・役員会・組長会は、会長が招集する。
2. 組長会の議長は、副会長が担当する。

第十七条 【 役員会の議事 】

1. 役員会の議事は、第六条の事項に対する議案及び討議を行う。
2. 総会に提出する議案。
3. 役員会・組長会の議事。
4. 規約の改正。
5. その他、業務の執行に関する事項が必要と認めるもので、会長が招集するものとする。

第十八条 【 組長 】

本会に班制の組長を置く。

階段ごとに代表1名とし、計24名を以て1年間の持ち回りとし、役員は除外される。

第十九条 【 組長会 】

組長会は毎月1回開催する。これは定例会議とし、毎月第3日曜日の前日に行うこと、会議は各階段の代表者であると共に、全世帯の総意である事を尊重して行われることを前提とする。

第二十条 【 組長の議決事項 】

1. 役員会の議案。
2. 組長会に提出する議案、又は、提出された議案。
3. 第六条の事業を行う為の議案。
4. その他。

組長各位においては、該当役員の要望・意見等を会議に提出し、議事進行するほか、毎月の会費の徴収・広報誌・回覧等の配布・通達を併せて行う。

第二十一条 【 役員及び組長の態度 】

役員並びに組長は、政党あるいは社会的地位、その他いかなる公の者も自治会に持ち込んではない。又、自治会運営や自治会行政に携わる全ての者は社会的・個人的に著しく会の名誉を汚し誹謗する如き行為・暴言等は慎まなければならない。

(飲酒運転・重大な人身事故・刑事犯罪や暴言行為等)

第二十二条 【 会則の改廃 】

1. 会則の改廃は、総会において出席世帯数の1/2以上の賛同があれば、廃止・改正することが出来る。
2. 第十五条の出席率を適用する。

第二十三条 【 住民台帳の使用 】

1. 当自治会の住民台帳について、非常時及び災害時以外にこれを公開しない。又、会長が必要と認めた時以外は使用しない。